

滋賀県議会議員定数検討委員会報告

平成29年(2017年)12月 4 日

滋賀県議会議長

奥 村 芳 正 様

滋賀県議会議員定数検討委員会

委員長 野 田 藤 雄

平成31年に執り行われる次期一般選挙に向けて、滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および各選挙区において選挙すべき議員の数について、議長の諮問を受け、これらを検討するため、平成29年7月12日より7回にわたり議員定数検討委員会（以下「委員会」という。）を開催し、慎重に審議を重ねてきた。

今般、ここに委員会としての結論を得たので、下記のとおり報告する。

記

1 議員の定数について

都道府県議会の議員の定数は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第90条第1項において、都道府県が独自に条例で定めることとされている。

現在、本県では、平成27年一般選挙に向けた前回検討時（以下「前回検討時」という。）の報告に基づき、それまでの定数47人から3人を減じた44人をもって議員の定数としているところである。

委員会では、行財政改革の観点から定数を増やすことは避けるべきであるが、地方分権改革による権限移譲等が進展する中で、議会の役割である監視機能や政策立案機能の重要性はますます高まっており、これ以上定数を減らすことも適切ではないとの意見が出された。

委員会としては、これらの意見に加え、本県の定数は人口の類似している他県と比較しても少ないこと、本県の人口1人当たりの議会費は財政規模の類似している他県と比較しても小さいことなどから、現定数の44人を維持することが適当であるとの結論に達した。

なお、一部の委員からは、本県の定数が人口の類似している他県と比較して少ないことを重視して、定数を増やすべきではないかとの意見も出された。

2 選挙区について

都道府県議会の議員の選挙区は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条第1項において、1つの市の区域、1つの市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域または隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかを基本として、都道府県が条例で定めることとされている。

現在、本県では、彦根市犬上郡選挙区、近江八幡市竜王町選挙区および東近江市日野町愛荘町選挙区については合区がなされており、その他の選挙区については、それぞれ1つの市の区域をもって1選挙区とされている。

委員会では、前回検討時に住民の生活圏や地勢、交通事情など様々な状況を考慮した結果として現行の選挙区になっており、現時点でそれを変更するほどの事情の変化は見られない、選挙区はむやみに変更する必要はないなどの意見が出された。

委員会としては、現行の選挙区を見直すべき合理的な理由は見当たらないことから、現選挙区を維持することが適当であるとの結論に達した。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数について

各選挙区において選挙すべき議員の数（以下「選挙区別定数」という。）は、公職選挙法第15条第8項本文（以下「本文」という。）において、人口に比例して定めなければならないとされている。また、同項ただし書（以下「ただし書」という。）の規定により、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができるとされている。なお、人口は官報で公示された最近の国勢調査によることとされている。

現行の選挙区別定数は、本文の規定に基づき定めたものとなっている。

委員会では、選挙区別定数を本文の規定に基づき定めた場合の試算結果（資料1）によると1人区が増えることになるが、1人区は死票が多くなるとともに、議員の多様性の確保という点でも問題があるとの意見が出された。

また、この試算結果により1人区となる野洲市選挙区については、選挙区間における議員1人当たりの人口の較差（いわゆる1票の較差）が、較差の最も小さい高島市選挙区の2倍近く（1.995倍）となり、前回検討時の1票の較差の最大値（1.604倍）を大きく上回ることになるが、1票の較差が広がるのは県民の理解を得られるか疑問であるなどの意見が出された。

委員会としては、こうした点を踏まえて、野洲市選挙区の定数2人は現状維持とするべきであるとの判断に至った。

このことを踏まえて、現定数44人が維持されるように他の選挙区別定数を検討するに当たっては、1人区を増やさないことを前提とした上で、選挙権の平等の最大限の

確保、つまり 1 票の較差に着目して行った。

本文の規定に基づき定数が 3 人以上となる 7 選挙区について、それぞれ選挙区別定数を 1 人減ずる試算を行った結果（資料 2）、大津市選挙区、長浜市選挙区または東近江市日野町愛荘町選挙区から 1 人を減ずる場合に、1 票の較差の最大値が最小（1.601 倍）となった。さらに、この 3 つの場合において、1 人を減ずる選挙区における 1 票の較差は、大津市選挙区から 1 人を減ずる場合に最小となった。

このため、大津市選挙区については、本文の規定に基づく 11 人から 1 人を減じた現行の 10 人とするべきであるとの判断に至った。

以上により、委員会としては、ただし書の規定に基づき大津市選挙区は 10 人、野洲市選挙区は 2 人とし、他の選挙区は本文の規定に基づき定めることが適当であるとの結論に達した。

なお、一部の委員からは、本文の規定に基づき全ての選挙区別定数を定めるべきという意見も出された。

4 結論

以上の検討をもとに、滋賀県議会議員の定数ならびに選挙区および選挙区別定数をまとめると、別表のとおりである。

別 表

選 挙 区	平成27年 国勢調査人口	議員定数・44人 ただし書		
		選挙区 別定数	議員1人 当たり人口	1票の 較差
大 津 市	340,973	10	34,097	1.367
彦 根 市 犬 上 郡	135,495	4	33,874	1.358
長 浜 市	118,193	4	29,548	1.185
近 江 八 幡 市 竜 王 町	93,746	3	31,249	1.253
草 津 市	137,247	4	34,312	1.376
守 山 市	79,859	2	39,930	1.601
栗 東 市	66,749	2	33,375	1.338
甲 賀 市	90,901	3	30,300	1.215
野 洲 市	49,889	2	24,945	1.000
湖 南 市	54,289	2	27,145	1.088
高 島 市	50,025	2	25,013	1.003
東 近 江 市 日 野 町 愛 荘 町	156,831	5	31,366	1.257
米 原 市	38,719	1	38,719	1.552
合 計	1,412,916	44	32,112	

本文の規定に基づき選挙区別定数を定めた場合の試算

選 挙 区	平成27年 国勢調査人口	議員定数・44人 本文		
		選挙区 別定数	議員 1 人 当たり人口	1 票の 較差
大 津 市	340, 973	11	30, 998	1. 239
彦 根 市 犬 上 郡	135, 495	4	33, 874	1. 354
長 浜 市	118, 193	4	29, 548	1. 181
近 江 八 幡 市 竜 王 町	93, 746	3	31, 249	1. 249
草 津 市	137, 247	4	34, 312	1. 372
守 山 市	79, 859	2	39, 930	1. 596
栗 東 市	66, 749	2	33, 375	1. 334
甲 賀 市	90, 901	3	30, 300	1. 211
野 洲 市	49, 889	1	49, 889	1. 995
湖 南 市	54, 289	2	27, 145	1. 085
高 島 市	50, 025	2	25, 013	1. 000
東 近 江 市 日 野 町 愛 荘 町	156, 831	5	31, 366	1. 254
米 原 市	38, 719	1	38, 719	1. 548
合 計	1, 412, 916	44	32, 112	

本文の規定に基づき定数が 3 人以上となる 7 選挙区からそれぞれ 1 人減じた場合の試算（ただし書の規定に基づき野洲市選挙区は 2 人とする）

選 挙 区	1 人減ずる選挙区													
	大津市		彦根市 犬上郡		長浜市		近江八幡市 竜王町		草津市		甲賀市		東近江市 日野町 愛荘町	
	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差	選挙区別 定数	1 票の 較差
大 津 市	10	1.367	11	1.243	11	1.243	11	1.243	11	1.243	11	1.243	11	1.243
彦 根 市 犬 上 郡	4	1.358	3	1.811	4	1.358	4	1.358	4	1.358	4	1.358	4	1.358
長 浜 市	4	1.185	4	1.185	3	1.579	4	1.185	4	1.185	4	1.185	4	1.185
近 江 八 幡 市 竜 王 町	3	1.253	3	1.253	3	1.253	2	1.879	3	1.253	3	1.253	3	1.253
草 津 市	4	1.376	4	1.376	4	1.376	4	1.376	3	1.834	4	1.376	4	1.376
守 山 市	2	1.601	2	1.601	2	1.601	2	1.601	2	1.601	2	1.601	2	1.601
栗 東 市	2	1.338	2	1.338	2	1.338	2	1.338	2	1.338	2	1.338	2	1.338
甲 賀 市	3	1.215	3	1.215	3	1.215	3	1.215	3	1.215	2	1.822	3	1.215
野 洲 市	2	1.000	2	1.000	2	1.000	2	1.000	2	1.000	2	1.000	2	1.000
湖 南 市	2	1.088	2	1.088	2	1.088	2	1.088	2	1.088	2	1.088	2	1.088
高 島 市	2	1.003	2	1.003	2	1.003	2	1.003	2	1.003	2	1.003	2	1.003
東 近 江 市 日 野 町 愛 荘 町	5	1.257	5	1.257	5	1.257	5	1.257	5	1.257	5	1.257	4	1.572
米 原 市	1	1.552	1	1.552	1	1.552	1	1.552	1	1.552	1	1.552	1	1.552
合 計	44	最大較差 1.601	44	最大較差 1.811	44	最大較差 1.601	44	最大較差 1.879	44	最大較差 1.834	44	最大較差 1.822	44	最大較差 1.601